

第 20 号議案

滋賀県指定有形文化財等の指定等を滋賀県文化財保護審議会に
諮問することについて

滋賀県指定有形文化財等の指定等を次のとおり滋賀県文化財保護審議会に諮問する。

令和元年 7 月 4 日

滋賀県教育委員会

滋賀県指定有形文化財等の指定等を滋賀県文化財保護審議会に諮問することについて

- 1 別表 1 の有形文化財等を滋賀県文化財保護条例（昭和 31 年滋賀県条例第 57 号）第 4 条第 1 項および第 34 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県指定有形文化財等に指定することについて、第 4 条第 3 項および第 34 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県文化財保護審議会に諮問する。
- 2 別表 2 の選定保存技術を条例第 40 条の 5 第 1 項の規定に基づき、滋賀県選定保存技術に選定することについて同条第 4 項の規定に基づき、滋賀県文化財保護審議会に諮問する。

【別表 1】

建造物の部 (1件)

名 称	員数	構 造 形 式	所有者	所有者の 住所	所 在 地
五箇神社 本 殿	1 棟	三間社流造、向拝三間、正面軒唐破風 付、檜皮葺 附 棟札 1 枚 天保十龍集己亥六月念七日の記が ある 附 文書 2 冊 天保七丙申六月廿日の記がある もの 1 天保十龍次己亥蠟月の記がある もの 1	宗教法人 五箇神社	東近江市宮荘 町767番地	同 左
拝 殿	1 棟	桁行三間、梁間三間、向拝三間、入母 屋造、銅板葺、両側面附属屋接続、桁 行二間、梁間二間、切妻造、銅板葺、 両附属屋背面門接続、桁行三間、梁間 一間、切妻造、銅板葺 附 透塀 1 棟 延長二十七間、銅板葺 附 棟札 1 枚 文化六年の記がある 附 文書 8 冊 癸丑寛政五年正月十六日の記があ るもの 1 文化五辰年の記があるもの 5 己巳文化六年正月吉日の記のある もの 1 文化七午年の記があるもの 1			

絵画の部 (1件)

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在地
けんぼんちやくしよくしゃかしょせんしゅうえず 絹本著色釈迦諸尊集会図	1幅 ぶく	宗教法人 じょうぼだいいん 成菩提院	米原市柏原 1692 番地	滋賀県立 琵琶湖文化館

彫刻の部 (1件)

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在地
どうぞうたんじょうしゃかぶつりゅうぞう 銅造誕生釈迦仏立像	1軀 く	宗教法人 阿弥陀寺	甲賀市甲賀町櫟野 1173 番地	同左

工芸品の部 (1件)

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在地
もくぞうつるかしわもんくら 木造蔓柏文鞍	1背 いちせ	宗教法人 いおのいじんじゃ 五百井神社	栗東市下戸山 20 番地	栗東歴史民俗 博物館

考古資料の部 (1件)

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在地
かみごてんいせきしゆつどいがた 上御殿遺跡出土鋳型	1対	滋賀県	大津市京町四丁目 1 番地 1	滋賀県埋蔵文 化財センター

史跡の部 (2件)

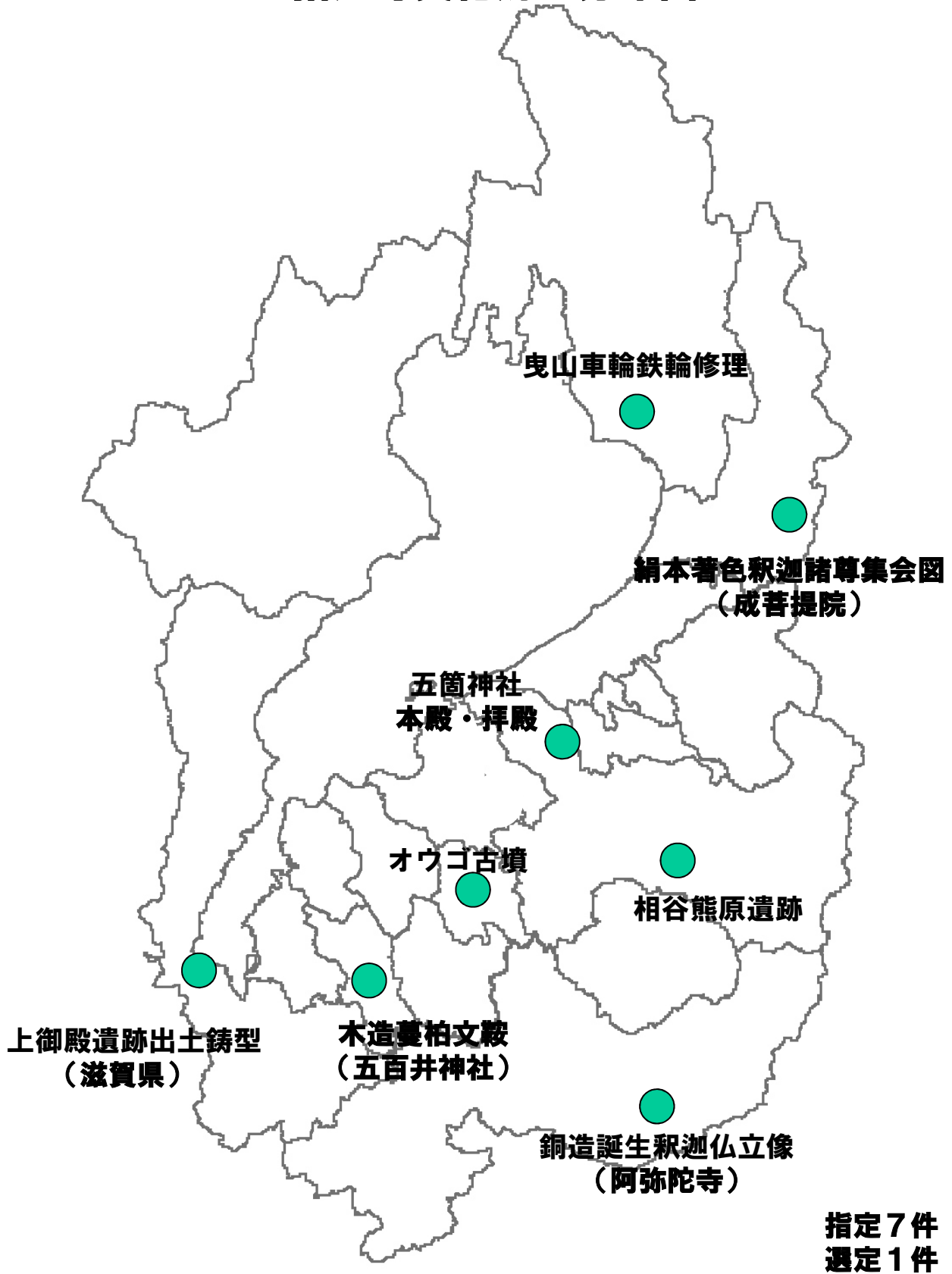
名 称	員数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 地
相谷熊原遺跡	1件	個人7名、 東近江市	東近江市永源寺相谷町字熊原 1637 番地 ほか10筆	同左 (約18,000㎡)
オウゴ古墳	1件	個人8名	蒲生郡竜王町薬師 1115番地 ほか7筆	同左 (内1,225㎡)

【別表 2】**選定保存技術の部【選定】 (1件)**

名 称	所 在 地
曳山車輪鉄輪修理	
草野 清弘	長浜市
草野 昌基	長浜市

指定	7件
選定	1件
計	8件

指定等文化財の分布図



【建造物の部】（1件）

名 称	員数	構 造 形 式	所有者	所有者の 住所	所 在 地
五箇神社 本 殿	1 棟	三間社流造、向拝三間、正面軒唐 破風付、檜皮葺 附 棟札 1 枚 天保十龍集己亥六月念七日の記 がある 附 文書 2 冊 天保七丙申六月廿日の記がある もの 1 天保十龍次己亥蠟月の記がある もの 1	宗教法人 五箇神社	東近江市宮荘町 767番地	同 左
拝 殿	1 棟	桁行三間、梁間三間、向拝三間、 入母屋造、銅板葺、両側面附属屋 接続、桁行二間、梁間二間、切妻 造、銅板葺、両附属屋背面門接続、 桁行三間、梁間一間、切妻造、銅 板葺 附 透塀 1 棟 延長二十七間、銅板葺 附 棟札 1 枚 文化六年の記がある 附 文書 8 冊 癸丑寛政五年正月十六日の記が あるもの 1 文化五辰年の記があるもの 5 己巳文化六年正月吉日の記のあ るもの 1 文化七午年の記があるもの 1			

◆建築年代

本 殿 天保 10 年(1839)【棟札】

拝 殿 文化 6 年(1809)【棟札】

◆指定の状況 本殿 東近江市指定建造物

◆説 明

- 当地は愛知川下流域の西岸に位置し、元は北荘と呼ばれていたが、明治7年(1874)に五箇神社が鎮座していたことから宮荘に改称したと伝わる。古来より村の産土神として崇められていた。
- 現在の建物は、棟札によって、本殿は天保10年(1839)、拝殿は文化6年(1809)に建立されたことが分かる。
また透塀は木部の経年程度から本殿とほぼ同時期に建立されたと考えられる。
- 本殿は三間社流造で、正面に三間の向拝が取り付け、向拝屋根には軒唐破風が設けられている。
身舎の軒廻りや妻飾り、縁の腰廻りに複雑な組物を用い、さらに向拝廻りを含めて要所々に動植物の彫刻を施した華やかな本殿である。また良材を用いた高い技術で建てられた質の高い建造物であり、本県における19世紀初めの本殿の特徴を示しており貴重である。
- 拝殿は方三間の正方形平面で正面に三間の向拝を設け、両側面の後方に桁行二間、梁間二間の附属屋を接続する。向拝を設けた拝殿は珍しい。装飾は向拝廻りに繰型文様を施すなど本殿よりは控え目であるが、大柄で迫力がある。拝殿の両側面に附属屋を設けて正面性を強調した形式の拝殿が幕末以降建てられるが、そのような形式の早い作例として貴重である。
- 透塀は本殿の両側面と背面の三方を囲い、側面を九間、背面を九間とする。柱間装置は、側面を菱格子、背面は、現状はモルタル壁とする。五箇神社の社殿を構成する要素として重要である。
- 五箇神社本殿・拝殿は、ともに良材を用いた技術的にも高い建造物で、規模も大きく意匠的にも優れている。本殿は、18世紀以降次第に華やかとなる本県の神社建築の江戸時代末期の特徴をよく示している。拝殿は、江戸時代末から現れる拝殿の形式の変化を示した早い事例として、本殿とともに貴重である。また透塀を含めて、ほぼ同時期の主要建造物が一体として残されており、本県の江戸時代末期の神社建築やそれらの構えを伝える建造物として価値が高い。



■五箇神社本殿 側面



■五箇神社本殿 側面



■五箇神社本殿 背側面



■五箇神社本殿 身舎側面



■五箇神社本殿 側面



■五箇神社本殿 向拝詳細



■五箇神社拝殿 正面全景



■五箇神社拝殿 向拝詳細



■五箇神社透塀 側面全景



■五箇神社透塀 背面

【絵画の部】 (1件)

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
けんぼんちやくしよくしゃかしよぞんしゅうえず 絹本著色釈迦諸尊集会図 1幅	じょうぼだいいん 宗教法人成菩提院	米原市柏原1692	滋賀県立琵琶湖文化館

◆法 量 縦108.5 cm 横53.2 cm

◆品質構造 けんぼんちやくしよくかけふくそう
絹本著色掛幅装

◆時 代 中国・南宋～元時代

◆指定の状況 未指定

◆説 明

- かつて天台宗の談議所（学問道場）として栄えた成菩提院に伝わる。画面上方に釈迦三尊を配し、下方は中央に「南無大乘妙法蓮華経」と記された宝幢が置かれ、十大弟子とみられる十名の僧形像、梵天、帝釈天が左右に立つ。釈迦如来は蓮華座上に坐し、右手は胸前で施無畏印を結び、左手を膝上に置く。釈迦の左右には獅子に乗る文殊菩薩と像に乗る普賢菩薩を配する。梵天は柄香炉を捧げ、他は合掌して宝幢を礼拝しており、法華経を諸尊が礼拝する場面とみられる。画面向かって左下に「大宋供進画士李□筆」の落款がある。
- 画面上方に主尊を配し、『法華経』と考えられる経典を諸尊が礼拝する図像は、日本の仏画に類例がなく、中国特有のものである。とくに南宋時代に寧波（ねいは：Ningbo ニンポー、現浙江省寧波市）周辺で制作された仏画に顕著にみられる。寧波は中国を代表する港湾都市で、唐代から日本・朝鮮・東南アジアの船が往来した。南宋～元時代には日中貿易の発着地となり、日本と中国を結ぶ海上交通の一大拠点として発展を遂げた。寧波はまた中国有数の仏教文化が栄えた都市で、仏舎利信仰や観音信仰の霊場、禅宗道場などが点在していた。歴史上数多くの日本僧が訪れ、そこで得た最新の仏教知識や文物を持ち帰った。当地で制作された仏画は「寧波仏画」と呼ばれ、本図もその作例の一つと考えられる。
- 本図の特徴である仏菩薩の理知的な表情や着衣に施された緻密な彩色文様、闊達な描線や明度の高い彩色などは、南宋時代から元時代に制作された仏画、とくに寧波仏画に典型的にみられる。本図も寧波を中心とする仏教文化圏で制作された可能性が指摘される。
- 滋賀県内に伝来する寧波仏画では、大津市・西教寺の天台大師像（重要文化財）、東近江市・永源寺の地藏十王図（重要文化財）などが知られているが、本図はこれらの作例に匹敵する作行きをとどめており、日中間の仏教文化交流を物語る貴重な資料である



絹本著色釈迦諸尊集会図 1幅 成菩提院

【彫刻の部】 (1件)

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
どうぞうたんじょうしゃかぶつりゅうぞう 銅造誕生釈迦仏立像 1 軀	宗教法人阿弥陀寺	甲賀市甲賀町櫟野1173	同左

◆法 量 像高 10.4 cm

◆品質構造 銅製鑄造

◆時 代 奈良時代

◆指定の状況 甲賀市指定有形文化財

◆説 明

- 誕生釈迦仏とは、釈迦が誕生した際の説話に基づいて製作された像で、釈迦は赤子の姿であらわされ、上半身を裸形とし、右手を天に、左手を地に指す。釈迦が生まれた4月8日を祝う灌仏会かんぶつえの本尊として用いられた。誕生釈迦仏は像高数センチ～数十センチの小銅像が普通で、本像も像高10センチ余りの小像である。蓮肉上に直立し、着衣は下半身に裙をまとうのみである。右腕は内に曲げるようにして上して側頭部につけ、第四・五指を曲げる。第一・二・三指は立てていたかとみられるが指先は亡失している。左腕は体側に垂下させ、腰脇で第一・二・三指を伸ばし、四・五指を握る形とする。
- 本体は台座とともに銅による一鑄製で、内型のないムクの像である。現状、表面に鍍金とぎんは認められない。本像については、蛍光エックス線分析が実施され、銅の数値が90～97%、錫が2パーセント以下を示す。銅の含有率がきわめて高いことは7世紀から8世紀に製作された鑄銅仏の特徴であり、この点を考慮すると、本像も同時期に製作された貴重な作例の一つと考えられる。
- 本像の様式として特筆されるのは下半身を包むくん裙の表現で、正面の打合せにみられる折り返しや波形に翻った上端部、腰紐の結び目、背面下端部にみられるタックなどいずれも丁寧な仕上がりで、小像ながらも細部まで手が行き届いている。本像と比較されるのは、奈良県・悟真寺ごしんじの誕生釈迦仏立像（重要文化財）である。7世紀後半の製作とされる悟真寺像の衣文は直線的で比較的シンプルな形状であるのに対して、本像は曲線を交えながら左右非対称として、変化を持たせており、製作時期の下降を示している。また、このような衣文表現は、天平勝宝4年（752）の東大寺大仏開眼法要時に製作されたと考えられる、奈良県・東大寺の誕生釈迦仏立像（国宝）の影響が指摘されることから、本像の製作時期は8世紀に位置付けられる。
- 本像は、時代の流行を先取りしたかのような完成度の高さと、鑄造技術についても一定の精度を保っている。滋賀県下に伝来する誕生釈迦仏像の中では、湖南市・善水寺ぜんすいじ像（重要文化財）に次ぐ出来栄で、彫刻史上高く評価することができる。



銅造誕生釈迦仏立像 1 軀 阿弥陀寺

【工芸品の部】 (1件)

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
もくぞうつるかしわもんくら 木造蔓柏文鞍 1背	宗教法人 <small>いおのいじんじや</small> 五百井神社	栗東市下戸山20	栗東歴史民俗博物館

◆法 量 前輪高 22.8 cm 後輪高 28.4 cm 居木長 37.5 cm

◆品質構造 もくぞううるしぬりこんどうそう
木造漆塗金銅装

◆時 代 鎌倉～南北朝時代

◆指定の状況 栗東市指定有形文化財

◆説 明

- 前輪、後輪、二枚の居木よりなる。山形は丸く、両輪の周縁は覆輪形を造り出す。居木は両輪の膚付に切組み、中央に力革通穴をあげ、裏面に力革の挟り込みを彫る。両輪の外側に海・磯の段差を設けないことや、両輪周縁部の覆輪形の造り出し、幅の広い居木などは鞍として古様な形態を示している。現状、表面は素地をさらしているが、当初は透漆による加飾が施されていたと考えられる。
- 両輪の外側には銅板切り透かしの柏葉を左右に大きく配し、その空隙に蔓をめぐらせた蔓柏文があらわされる。銅板には鍍金の痕跡を残すことから当初は金銅製であったとみられる。また、さらに両輪の州浜には金銅製の覆輪が取り付けられている。外縁部は現状、素地とするが、くぎ穴の痕跡が認められることから、州浜と同様、当初は金銅製覆輪金具をめぐらせていたと考えられる。
- 本品の見どころは、両輪に施された蔓柏文の装飾である。柏葉はその形状から葉脈の表現に至るまで写實的に表現している。金工分野にせよ漆工分野にせよ、仏具や神宝にほどこされる植物などの意匠を写實的にあらわす例は、鎌倉時代にその萌芽がみられ、南北朝時代から室町時代にかけて大流行する。本品はその初発的な作例として位置づけられ、製作時期は鎌倉時代から南北朝時代と推定される。
- 本品を伝える五百井神社周辺は、鎌倉時代以降、近江源氏佐々木氏の支流で、栗太郡青地庄（現草津市青地町）を拠点とした青地氏の支配下にあったことから、本品も青地氏による寄進の可能性が指摘されている。
- 素地は虫損著しく、蔓柏文をあらわす銅板の所々が脱落しており、保存状態は良好とはいえないが、滋賀県内に伝来する鞍では、近江八幡市・大嶋神社奥津嶋神社の菊花螺鈿鞍（重要文化財）および黒漆鞍（重要文化財）に次ぐ古例であること、工芸品に施された装飾文様の発展を考察するうえで不可欠な資料であることなどから、滋賀県指定有形文化財として保護を図る必要がある。



木造蔓柏文鞍 1背 五百井神社

【考古資料の部】（1件）

- ◆区 分 有形文化財（考古資料）
- ◆物 件 上御殿遺跡出土鋳型 一対
- ◆所有者の住所 大津市京町四丁目1-1
- 氏名 滋賀県
- ◆準じた基準 [考古資料の部]
二 銅鐸、銅劍、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- ◆指定の状況 未指定
- ◆時 代 弥生時代中期から古墳時代前期初頭

◆説 明

鋳型1（鋳込み面を下に向け、対になる鋳型2の上面に合わせた状態で出土。）

法量 長さ29.9cm 幅8.8cm 厚さ3.6cm 重量1,565g

鋳型2（鋳込み面を上に向け、鋳型1の下側で地山面に置かれた出土。）

法量 長さ29.8cm 幅8.8cm 厚さ4.4cm 重量908g

・上御殿遺跡（高島市安曇川町三尾里地先所在）の発掘調査で平成25年度に出土した。発掘調査区内の微高地が谷地形に向かって低くなる落ち込み遺構の肩部付近で、一対の鋳型が鋳込み面を合わせ、地山面直上に単独で置かれた状況で検出されたものである。

・鋳型の材質はシルト岩で、長さ約30cmの直方体の素材を摺り切り分割し、双環柄頭短劍を彫り込んだ一鑄式の鋳型で、鑄造痕跡は認められない。

・双環柄頭短劍の彫り込みは全長28.4cm、柄長8.1cm、劍身長21.0cm、深さ0.15～0.2cmを測り、柄部に複合鋸歯文と綾杉文を施し、表裏で区画と配置が異なる。劍身は直刃で鑄や樋が無い。

・劍の柄頭上部から劍先に至る中心、柄と劍身の境の左右に割り付け線が刻まれ、鋳型側面には、割り付け中心線の延長上の柄頭側と劍先側、柄と劍身の境界線延長上の左右側面には断面V字形の合印が刻まれている。

・出土状況と彫り込まれた短劍の特徴から弥生時代中期から後期初め頃、あるいは古墳時代前期初頭のものと考えられる。

・鋳型に彫られた双環柄頭短劍の特徴は、一鑄式で双環、直刃、柄に文様を持つ点で中国北方地域の春秋戦国時代（BC770～221）のオルドス青銅短劍に類似するが、細部では相違点も多く、国内、国外とも同種の銅劍は出土していない。一方、綾杉文と複合鋸歯文を施す柄の文様は、弥生時代の銅鐸や銅劍の文様と共通するものであり、鋳型素材の摺り切り技法や双環の正円を刻む技法に国内の玉造りの技法等が用いられた可能性がある。

・このことから、本資料は朝鮮半島を通じて九州地方に伝わった銅劍とは別系統の銅劍の存在を示すとともに、その系譜が日本海経由でオルドス式銅劍に関わる技術が本県に伝わってきた可能性を示唆する形状と意匠を備えた希少な鋳型であり、弥生時代の青銅器文化を解明する上で重要な資料である。

・また、これまで国内で出土した鋳型の多くが製品の製造過程で破砕され、さらにその断片が砥石等に転用される事例が多い中において、この鋳型は使用前の形状が良好に残存し、素材の保存状態も良く、石製鋳型の実態や銅劍の鑄造技術を知る上でも極めて資料的価値の高いものである。

・県では平成31年3月に本資料を掲載した発掘調査報告書『鴨川補助広域基幹河川改修事業（青井川）に伴う発掘調査報告書3 上御殿遺跡』を刊行し、鋳型の資料的価値を明確にしたことから、この度、県の有形文化財に指定しその保存を図るものである。

【考古資料の部】



鑄型 1

鑄型 2

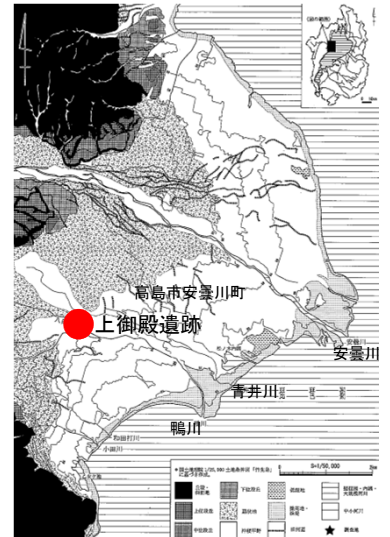
上御殿遺跡出土鑄型 一対

出土地 上御殿遺跡
 (高島市安曇川町三尾里地先)
 時代 弥生時代中期から古墳時代前期初頭



鑄型 1

鑄型 2



上御殿遺跡位置図



上御殿遺跡鑄型出土調査区全景 (南から)



鑄型出土状況

【史跡の部】 (2件)

◆区 分 史跡

◆候補物件 あいだにくまはら
相谷熊原遺跡

◆指 定 地 えいげんじあいだにちょうあざくまはら
滋賀県東近江市永源寺相谷町字熊原1637ほか11筆

◆所 有 者 個人7名、東近江市

◆準じた基準 [史跡の部]

一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

◆指 定 面 積 約18,000㎡

◆時 代 縄文時代（草創期）

◆指定の状況 未指定

◆説 明

- 相谷熊原遺跡は、東近江市域の東南部、永源寺相谷町に所在する。この場所は、滋賀県東部を琵琶湖へと貫流する愛知川が、山間部から湖東平野へと流れ出す付近に位置する。平成21・22年度に実施された県営ほ場整備事業に伴う発掘調査によって、縄文時代草創期から晩期にかけての遺構・遺物を検出した。
- 遺跡は、字熊原の水田域ほぼ全域にて確認されたが、特に縄文時代草創期の遺構群については、熊原神社参道から境内を基軸として西側約150m四方の範囲に広がることから、発掘調査で確認された。
- 発掘調査で、舌状に延びる尾根の西斜面に沿って、5棟の竪穴建物跡が検出された。竪穴建物跡はいずれも不整円形プランを呈し、最も大きいもので径約8m、深度は最も深いもので残存高約0.8mを測る。
- 5棟のうち最高所で検出された竪穴建物跡D1-086埋土中から、国内最古級の土偶が1点出土しているが、それぞれの出土遺物（土器・石器）について、各棟間において顕著な内容差・時期差等は認められなかった。なお、建物跡のうち3棟から出土した土器9点について、付着炭化物を対象に放射性炭素年代測定（AMS法）を実施した結果、すべての試料について約13,000年前（縄文時代草創期後半）という数値を得た。
- 以上、相谷熊原遺跡で発見された縄文時代草創期の遺構群は、日本列島内における集落遺跡の初現例の一例であるとともに、遺構が極めて良好に残存していた希少な事例として、先に県指定を受けた出土遺物群と合わせ、高く評価することができる。これらは縄文時代草創期の生業を解明するうえで不可欠な資料であり、文化財としての歴史的価値は極めて高く、本県における縄文時代開始期の様相を示す資料として県指定史跡に指定し、将来に向け保存を図るものである。



調査地位置



竪穴建物跡群 (北から)



竪穴建物跡 D1-086 出土土偶



竪穴建物跡 D1-086 (北西から)



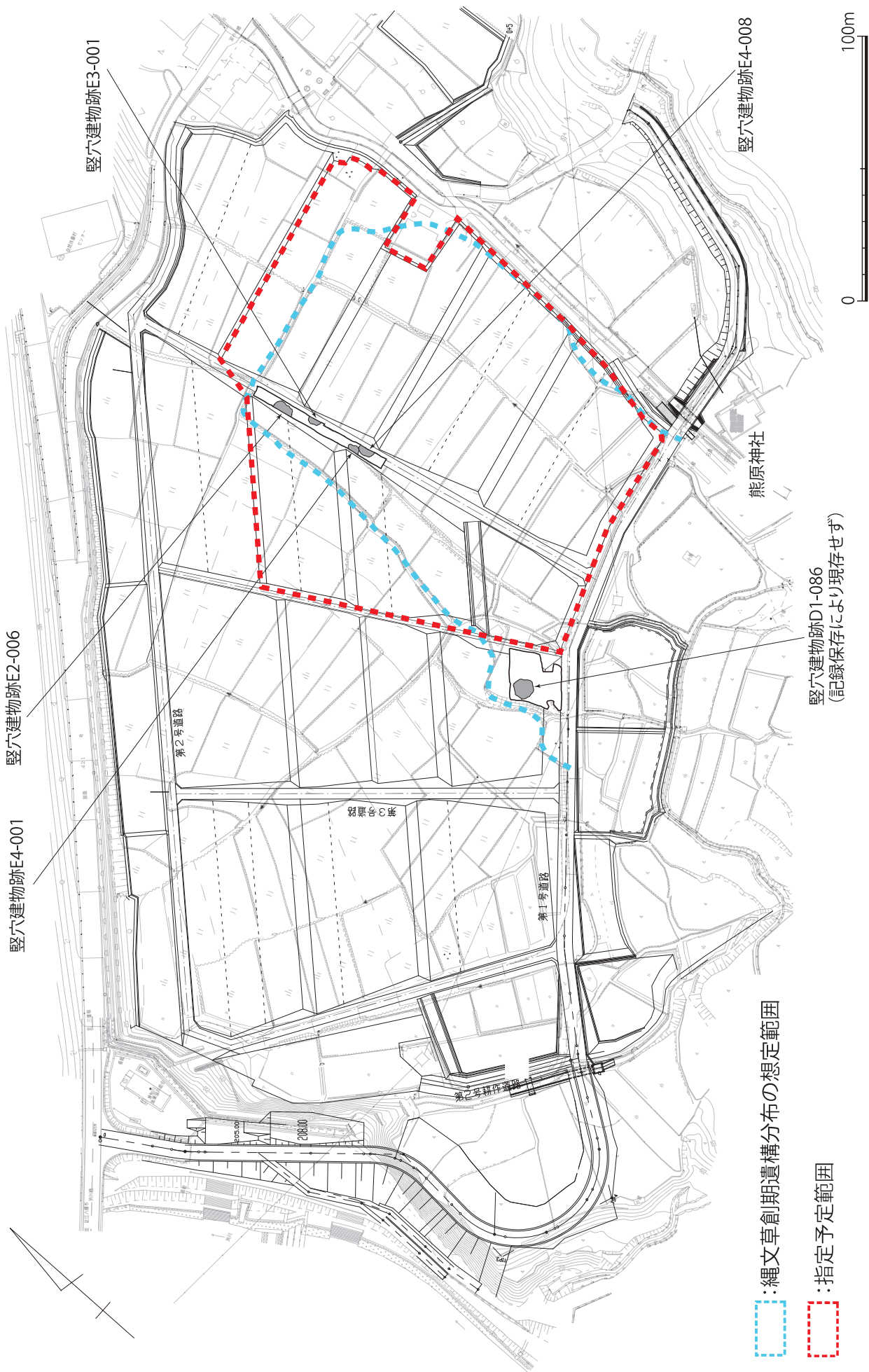
竪穴建物跡内出土土器



竪穴建物跡 E2-006 (東から)



竪穴建物跡内出土石器



【史跡の部】

- ◆区分 史跡
- ◆候補物件 オウゴ古墳
- ◆所在地 滋賀県蒲生郡竜王町薬師1115 ほか7筆
- ◆所有者 個人8名
- ◆準じた基準 [史跡の部]
 - 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- ◆面積 1,225 m²
- ◆時代 6世紀後半～7世紀初頭頃
- ◆員数 1件
- ◆指定の状況 なし
- ◆説明

・オウゴ古墳は琵琶湖の東岸にあって、野洲川流域と日野川流域を隔てる鏡山丘陵の北麓に位置する。祖父川の支流である湧川の形成する谷筋に面して立地する。

・古墳は、丘陵尾根斜面を幅約35m、奥行き約35mの方形に造成した後に、その中央に一辺約20mの方形の墳丘を構築する。墳丘の高さは、斜面下部（南側）側で約5mである。現状では、墳丘には埴輪や葺石は認められない。

・埋葬施設は両袖式の横穴式石室である。現状で全長約11m、玄室長6m、同幅2m、同高3m、羨道幅1.5m、高さ1mの大規模なものである。奥壁は巨石を配置した上に扁平な石材を3段積み上げる。側壁は大型の石材を4～6段、前壁は3段、玄室天井石は3石である。石材はいずれも花崗岩である。

・横穴式石室の形式から、オウゴ古墳は6世紀後半から7世紀初頭頃に築造されたと判断できる。また、墳丘の周囲の造成や、地域で傑出した横穴式石室の規模など、地域の首長墓の系譜に位置するものとして築造された。

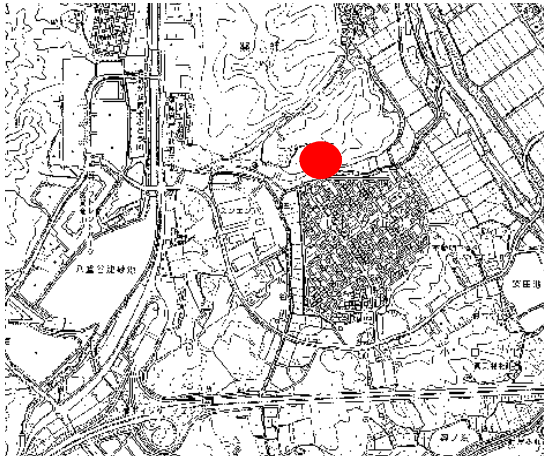
・オウゴ古墳が築造された6世紀後半から7世紀初頭は、古墳時代の中心的存在であった前方後円墳の築造が終焉を迎え、有力古墳の墳形が方墳や円墳、多角形墳などに変化する時代にあたる。

・鏡山北麓地域では、前方後円墳（岩屋古墳：墳長36m）が6世紀後半に築造され、これに後続するオウゴ古墳は、まさに、地域の首長墓が前方後円墳から方墳へ変化する動向を具体的に示す存在と評価できる。

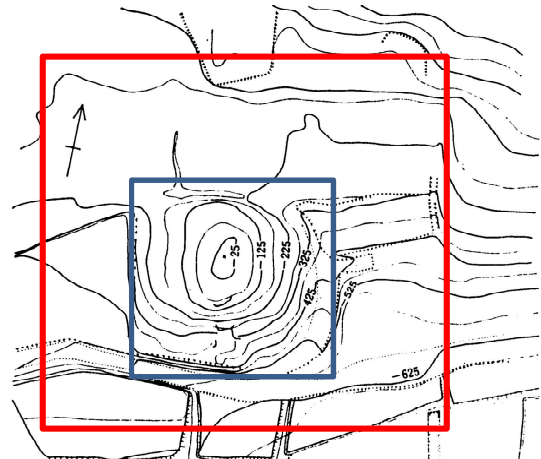
・滋賀県内において、この前方後円墳の終焉段階に、前方後円墳から変化して築造された方墳の事例は確認されておらず、オウゴ古墳が唯一の事例である。

・また、6世紀後半から8世紀にかけて鏡山北麓では須恵器生産が盛んに行われる。オウゴ古墳の築造は、単に首長墓における墳形の変化のみならず、須恵器生産に示される社会体制の変化に対応している可能性も考えられる。

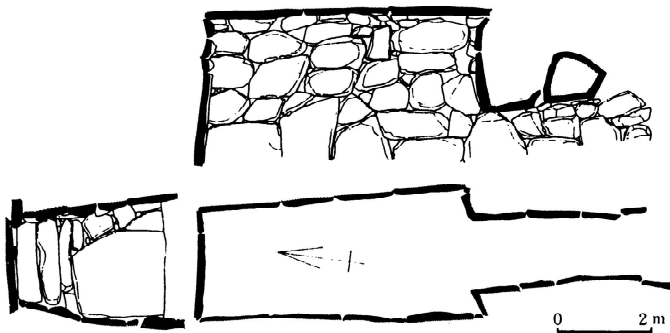
・以上、オウゴ古墳は、本県の古墳時代の終焉段階の状況を示し、本格的な国家形成が開始される飛鳥時代に向けての歴史を理解するためにも不可欠な資料である。文化財としての歴史的価値は高く、本県における重要な史跡として将来に向け保存を図る必要がある。



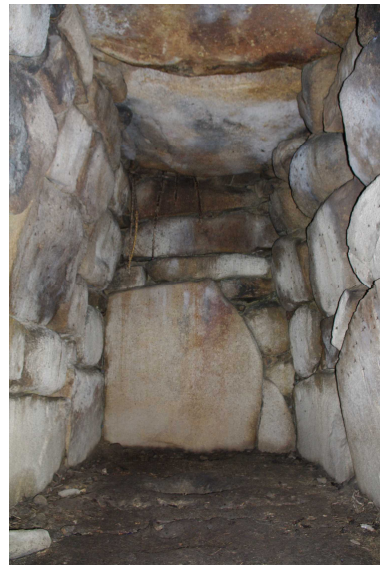
オウゴ古墳の位置



墳丘測量図と指定の範囲



横穴式石室の実測図



墳丘の様相



横穴式石室の状況

【選定保存技術の部】（1件）

◆区 分 選定保存技術

◆候補物件 曳山車輪鉄輪修理

◆保持者 草野 清弘
草野 昌基

◆保持者の住所 長浜市
長浜市

◆準じた基準

[有形文化財等関係]

- 一 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの(次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。)で保存の措置を講ずる必要のあるもの

保持者

選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

◆指定の状況 未指定

◆説 明

- ・「焼き嵌め」は「輪締め」とも呼ばれ、木製の車輪の外周部に鉄の輪を嵌め込む技術である。
- ・木製の車輪には、御所車、大八車、板車などさまざまな形態のものがあり、車輪の材質は、カンやケヤキなどが使用されてきた。
- ・荷車などの木製の車輪を保護し、強度を保つために、車輪に鉄輪を装着することが行われるようになり、その鉄輪を嵌める技術の一つが「焼き嵌め」である。
- ・車輪が木製からゴムタイヤなどの新素材に取って代わられるようになると、「焼き嵌め」の技術も不要となり、現代社会においては失われつつある技術である。
- ・現在、「焼き嵌め」の技術は、山・鉾・屋台行事に使用される曳山の木製車輪の製作や修理の際の技術としてかろうじて生き残っている。
- ・曳山の車輪は、重量のある曳山本体を支え、巡行時の安全を確保するためにも重要な役割を果たしている。これらの車輪は、祭礼等の巡行において辻での方向転換が行われるたびに磨耗等の経年劣化が進む。また、道路がアスファルト舗装やタイル張りなどされたことにより、車輪の劣化がさらに進むようになったとも言われている。

- ・こうした車輪の劣化の進行を防ぐために鉄輪を嵌める曳山が増加してきたと考えられる。県内の曳山においては、長浜曳山祭り、米原曳山祭り、日野祭り、水口曳山祭りなどの曳山の車輪に鉄輪が嵌っている。
- ・車輪修理の焼き嵌めの工程としては、車輪から緩んだ鉄輪を外し、車輪の木部の整形などの調整を行う。車輪の外周より少し小さめに作った鉄輪を用意する。この際、車輪の外周よりどれくらい鉄輪を小さくするかは経験によるところとなる。鉄輪の大きさに応じた炉を用意し、炭をおこした火の中に鉄輪を入れ、鉄輪を熱する。炉から鉄輪を引き上げるタイミングは経験を要する。熱せられて鉄輪は延びているため、車輪に嵌め込むことが可能となる。鉄輪を車輪に嵌めると間髪入れずにまんべんなく大量の水を鉄輪にかける。水をかけながら金槌で鉄輪を叩くこともある。鉄を急冷して輪全体を縮めることで木製車輪と密着させて焼き嵌めは完成する。
- ・これまでに、曳山車輪の鉄輪修理を数多く経験し、技術を磨き、その技術を正しく体得し、これに精通していると考えられる2名を保持者の認定候補者とした。

草野 清弘 氏

草野 昌基 氏

- ・保持者の候補、草野清弘氏、昌基氏は、兄弟である。父 草野清隆氏が営む鉄工所「鍛冶建」において、職人として勤務するとともに、清隆氏とともに焼き嵌めを行い、経験を重ね、技術を体得してきた。父の死後、家業を継いで、現在に至っている。
- ・昨年度は、長浜曳山祭りの青海山、翁山、日野祭りの金英町曳山の車輪修理において焼き嵌めを両名が実施をしている。
- ・県内や近隣において「焼き嵌め」の技術を継承している者はおらず、他地域の車輪修理の依頼も寄せられている。
- ・県内各地の曳山祭りでは、毎年数多くの曳山が巡行し、使い続けていく文化財として保存を図っていく必要があり、曳山は定期的に修理が必要となってくる。曳山を適切に保存し、祭りの保存継承を図っていくためには、伝統的な車輪修理の技術を保存していくことが不可欠であり、文化財保存技術として選定する必要がある。

